

重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費助成の
一部負担金の一部改正（案）について

○改正の理由

重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児等医療費助成事業は医療費や訪問看護基本利用料の一部について、世帯の収入に応じて負担していただいておりますが、課税世帯の一部負担金の月額上限について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に定める高額療養費算定基準に準拠しております。

当該法令については国において平成29年8月に改正が予定されており、また北海道医療給付事業（本市は補助を受けて医療費助成事業を実施しています）においても同様の改正を予定していることから、将来にわたり、これらの医療費助成事業の安定的な運営を図っていくため、当該法令の改正に合わせて、課税世帯の一部負担金の月額上限を引き上げます。

○改正の内容

	【現行】 平成29年7月まで	【改正後】 平成29年8月から
課税世帯の医療費一部負担金（自己負担）の月額上限	【入院+外来】（世帯） 月額44,400円	【入院+外来】（世帯） 月額57,600円 （多数該当の場合（過去12ヶ月間に4回目以降）は44,400円）
	【外来】（個人） 月額12,000円 （就学前の児童を除く ※）	【外来】（個人） 月額14,000円 （年額（8月～翌7月）上限は144,000円まで） （就学前の児童を除く ※）
課税世帯の訪問看護基本利用料一部負担金（自己負担）の月額上限	月額12,000円	月額14,000円

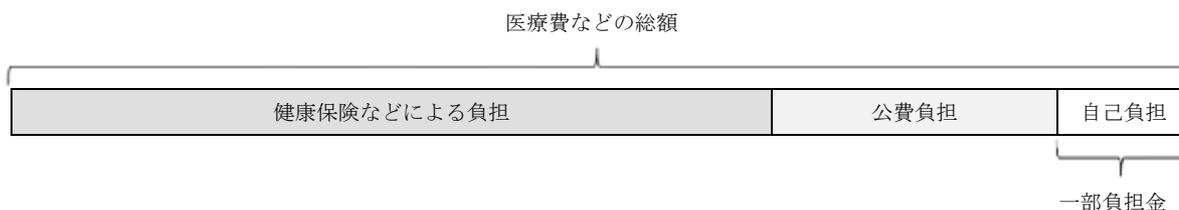
※受給者が6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

○施行日

平成29年8月1日

○参考

課税世帯の一部負担金とは下図の様に1割に相当する額の自己負担のことです。



この負担額が月額上限を超える場合は、超過した部分は公費負担になります。